

令和 6 年度 9 月定例委員会

○ 日時: 令和6年9月26日(木) 9:00～(議事)

○ 場所: 梶原町役場2階 議場(大会議室1)

出席: 農業委員 中平紀善会長・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿

推進委員 久岡健一・岡林勝・中平勝也

事務局 宮岡慎太郎・中平知砂

欠 席 大川事務局長・押川収一・川上厚志・高橋亀一郎

事務局

皆さんおはようございます。

本日、押川委員、川上委員、高橋委員が欠席と連絡がありましたので全員出席となりましたので、只今から9月定例会をはじめさせていただきます。

また、本日事務局長の大川が欠席となっております。

中平会長ご挨拶のほどよろしく願いいたします。

中平会長

皆さんおはようございます。

9月も後半になり残りも少なくなってきました。

委員の皆様には置かれましては、ご多用のところご出席頂きまして定例会が開催されますことを厚く御礼申し上げます。

事務局からの報告通り、本日は欠席者も多いようですが本会を開催したいと思います。

連日厳しい暑さが続いていましたが、彼岸を迎え秋らしくなってきたと思います。

農家に皆様も稲刈りのシーズンを迎え忙しい時期になって来ましたが、稲作の状況につきましては、台風の被害もなく順調に育っていると思います。

地域を回っておりますとウンカの被害が発生している状況が見受けられます。

また、新聞等で報道されていますように能登半島におきまして、元旦の地震に引き続きまして大きな災害が発生しまして、やっと復興が進んでいる状況の中今回も床上浸水が発生するなど一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

本日は2件の議案がございますので、慎重にご審議頂きますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

それでは本日の議事録署名人につきましては、上田委員と中岡委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

早速ですが、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

譲渡人:

譲受人:

対象地:

;
;
;
;
;
;
;
;
;
;
;

今回 1 件の申請がございます。

まず初めに 3 ページにあります、譲渡人は●●の●●から譲受人は●●の●●です。

●●は現在●●に住まわれていますが、令和 7 年 4 月に栲原町に移住を予定している方です。

移住コーディネーターの●●より移住の経緯のご説明も頂いております。

事前に、宅地、山林、田畑、原野については、令和 6 年 7 月 27 日に売買契約を結んでおり、田畑については 3 条申請をしてからでないと名義が変わらないので今回 3 条の申請をしていただいたところです。

当初、令和 7 年 4 月に移住してきて 3 条申請の予定でしたが、●●の体調が良くないので、移住前に申請をしたいということで申請をしていただいております。

令和 7 年 4 月には間違いなく移住してくるので、それまでの間は●●もちょうちよくこちらに来られてしっかりと管理をし、移住してから農業をするような話をしていましたので、今回申請を通しております。

場所について説明をさせていただきます。

今回●●の田畑の申請が出ております。

基本的には自然農法による野菜と、後々は水稻と、鶏舎を作って鶏を飼い、自給自足の生活をしていきたいということです。

今は農業をやられていない方ですが、これから勉強をしてやっていきたいということでした。

	27 ページの住宅地図の上のほうに●●と書かれたところが今回移住をされる宅地となっております。 そこを中心に、田畑の所有権移転をするように申請が出ております。 29 ページ目、こちらが家の前の畑になりますが、現在木が植わっていたり石があつたりしますが、ご本人はブルーベリーをやっていききたいと伺っております。 30 ページ目、こちらは現在ハウスが建っておりまして農地としては問題なく活用できるようになっており、こちらは野菜をやっていくとのこと。 次に●●が道路の下になりますが、こちらも農地として活用できるよう管理されております。 32 ページが道路を挟んだ上になります。 こちらは機械が入りにくいような入り口にはなっておりますが、問題なく農地として使っていただける箇所になっております。 ●●は水田に囲まれた筆になっており、後々水稻もやっていききたいと伺っております。 ●● こちらも水稻に囲まれた筆になっており、現在草刈りもされており農地として問題なく使用できると思います。 その横の●● こちらは小さいですが何かしらを植えるということです。 ここまでが家の付近の農地となります。 続きまして 36 ページの下の写真、若干傾斜になっておりますので果樹がメインになるかと伺っております。 傾斜を降いた 37 ページ、特に問題なく農業ができる農地となっております。 次に 38 ページ、●●ということで大変狭い土地ではあるがゼンマイ等を植えていきたいと話しておられます。 以上●●が今回申請として挙がってきております。 移住後、すぐに農業を開始するというわけではございませんが草刈りなど維持管理を行いながら徐々に耕作面積を増やしていきたいと話しております。 なお、現地確認につきましては川上委員さんにご同行頂き確認した所です。 川上委員さんからは特に問題はないと返事が頂きました。 以上で第 3 条のご説明を終了させていただきます。
中平会長	只今、第 1 号議案の説明が終わりました。 本日現地確認をした川上委員さんが欠席となっておりますが、特に問題はないとご報告がありました。 現在はまだ栲原に移住はされていませんが、来年からは住んで仕事もして頂けるという事で、資料の中には移住コーディネーターからの説明をいただいていますし問題はないのではないかと思います。 奥さんは外国の方ですか

事務局	そうです。 奥さんは中国籍の方ですが、●●も●●の方でしたが日本に帰化した方です。 日本語も話せますし奥さんも片言ですが日本語も話せますので言語の問題はないと思います。
中平会長	特に何もないようでしたら審議にうつります。 第 1 号議案の1件目につきましてご承認頂ける方の挙手をお願いいたします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	ありがとうございます。 続きまして第 2 号議案 非農地証明願いについて説明をお願いします。
事務局	今回 3 件の非農地証明願いの申請が出ております。 ①願 人： 対象地： 地 目： 面 積： 理 由： まず 1 件目は●●の●●です。 場所は●●の●●に入っていく道の反対側の上の土地になります。 平成 14 年に前所有者であった父親が死亡したあと、申請者の弟である●●が平成 16 年頃に駐車スペースとして車庫を建てたようで、今回申請が出ております。 車庫の後方に原野にはなっていますが建物以外のものがあります。 今回の非農地の要件としては、人工構造物を建設して 20 年以上経過しているということでエに該当します。 現状復帰も難しいと判断し、非農地証明願いを提出いただきました。 現地確認につきましては上田委員と高橋推進委員に同行いただきましたが、何かご意見はありますか。
上田委員	説明のとおり現在、車庫として使用し、建築後 20 年経過しており問題はないと思います。
中平会長	上田委員からも話がございましたが、他に何かありますか。 ないようですので、第 2 号議案の 1 件目についてご承認いただきます方の挙手をお願いします。 続きまして 2 件目につきまして説明をお願いします。
事務局	つづきまして 2 件目です。

	②願 人： 対象地： 地 目： 面 積： 理 由： 対象地： 地 目： 面 積： 理 由： ●●の●●より●●と●●の申請が出ています。 今回 2 筆出ておりまして、写真のと通りの箇所が申請として出てきております。 これも農地への復旧は難しいということで該当はエと思われます。 現地確認につきましては上田委員と高橋推進委員にご同行していただきました。 なにかご意見はございませんか。
上田委員	事務局の説明通り特に問題はありません。
中平会長	事務局、上田委員の説明がありましたがなにかございませんか。
谷川委員	増築の方の年数が前なんですけど。
事務局	元々は居宅の横にあり、その裏側を増築され、その後に家の前に車庫が建てられました。
谷川委員	わかりました。
中平会長	本当に継ぎ足しをしたような感じなんですけどよろしいでしょうか。 それでは第 2 号議案の 2 件目につきましてご承認いただきます方の挙手をお願いします。 ありがとうございました。 それでは 3 件目につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	つづきまして 3 件目です。 ③願 人： 対象地： 地 目： 面 積： 理 由： ●●より行政書士の●●を通して非農地証明願が出ています。

	当初 2 筆申請が出ていたが、1 筆取り下げをさせていただいております。 まず、取り下げの理由から説明をさせていただきます。 当初●●を申請する予定でしたが、現地確認中に墓地があることが判明しました。 今後、4 条で処理をしていくのか話し合っていきたいということで、今回●●については取り下げがなされております。 ということで今回は●●の 1 筆となっております。 現在草刈りもされていない状態で、農地としての復帰は難しいかなということで申請させていただいております。 今回この件につきましてはウ、耕作不適工作不便により 10 年以上放棄されているということで自然荒廃 10 年ということで当てはめさせていただいております。 判断理由としましては、高齢により耕作放棄地となり、平成 12 年頃より原野化し現在に至り、後継者もいないため農地として活用することが困難と判断されるため非農地証明願いを受理させていただいております。 現地確認は上田委員と久岡推進委員をお願いしております。 何かご意見はありますでしょうか。
上田委員	誰も家には住んでいないし、隣の人も時々帰ってくるみたいですので、管理をする人もいないという状況ですので認めざるを得ないと思います。
中平会長	町外に出られているのか。
事務局	●●の●●に入られています。
中岡委員	後継者はいないのか。
久岡委員	子供さんはいるが、こっちはいない。
中平会長	ただいま説明が終わりました。 現地確認もさせていただいて、ご本人も家にはいないという状況ということですが、お気づきの点がございましたら。 特にないということのようですので、第2号議案の 3 件目につきまして、ご承認頂ける方の挙手をお願いいたします。 ありがとうございます。全員挙手ですのでご承認いただきました。 以上につきまして本日ご提案させて頂いております全議案につきまして終了させていただきます。 事務局からその他の件について何かありませんか。
事務局	次回の開催につきましては委員さんの一斉研修会が開催されますので、それに合わせたいと思います。開催日は 10 月 16 日(水)の午後 1 時 30 分より開催したいと思います。

中平会長	10月の定例会を16日の1時から、終了後研修会という事でお願いします。以上で本会を終了したいと思います有難うございました。
	議事録署名 中 岡 勝 邦 江 田 和 弘